

# ○金融商品取引法

平成六年六月一日以降有効な日規定

## 改正法令一覧

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成四・九・一)
- 二法六(一)本則三条(平成二・六・一)までに政令で定める日施行による改正前の条文
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二・五・六・一)
- 九法四五(一)本則三条(平成六・六・一八)までに政令で定める日及び平成二・六・一八までに政令で定める日施行による改正前の条文
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二・五・六・一)
- 九法四五(一)本則三条(平成六・六・一八)までに政令で定める日施行による改正前の条文

## ■定義

### 第五(一) 証券

- 一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券
- 二 若しくは投資法債券又は外国投資証券

十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及方法に従い行う第十八項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場の第十八項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。以下行う取引及び第二十二項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場からないうる取引(以下「オプション」という)を表示する証券(以下「証券」といふ。以下「二十一」略)

⑦ この法律において「金融証券届出書」とは、第五(一)項第一項(以下「届出書」といふ)に準用する場合を以て、以下同じ。規定による届出及び同項第十項の規定によりこれに添付する類並びに第七(一)項第九(一)項又は第十(一)項の規定による訂正届出書をいふ。

⑧ 有価証券の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ)、市場(デリバティブ取引又は外国市場(以下「市場」といふ。以下「十」略)に掲げるものを除く。以下「略」)

十一 証券略

イ 略

ロ 金融商品の価値等(金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融商品の価値)を以て、以下同じ。の分析に基づき、投資判断(投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別方法及び時期についての判断)又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断をいふ。以下同じ。

十一(一) 略

十二 その行第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金融又は証券の引当金を徴する証券若しくは預託を受けること

十三 略

十四 この法律において「金融商品市場」とは、有価証券の売買又は市場(デリバティブ取引)を行う市場をいう。

十五 略

十六 この法律において「取引参加者」とは、第一百一条第一項又は第三十三条第三項の規定による取引資格に基づき、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場(デリバティブ取引)に加わることができる者

十七 略

十八 略

十九 この法律において「取引引当金」とは、第一百一条第一項又は第三十三条第三項の規定による取引資格に基づき、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場(デリバティブ取引)に加わることができる者

二十 略

二十一 略

四 当事者が元本として定めた金額(以下「第三号に掲げるものを除く)の利率等、利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。又は金融指標(金融商品と同号に掲げるものを除く)の利率等若しくはこれに基づいて算出した数値を期間、以下この号及び次項第五号において同じ)の約定した期間における変化率に基づいて、金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号に掲げるものを除く)の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うこととを相互に約定する取引(これらの金銭の支払とあわせて当事者元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受授することを約するものを含む)

四(一) 平成四法八(一)号追加

五 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定められた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方(以下「相手方」といふ)が金銭を支払うこととを相互に約定する取引(当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受授することを約するものを含む)又は金銭債権(金融商品であるもの及び金融商品に係る権利)を移転することを約するものを含む。前二号に掲げるものを除く。

六 略

七 証券略

一 売買当事者(将来の一定の時期において金融商品(第二十四項の五号に掲げるものを除く。以下「この項において同じ」)及びその対価の授受を約する売買)又は、当該売買の目的となつて金融商品の売買又は買戻し又は買戻しその他合意で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済するものと定める取引

二 約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三 略

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を相手方(以下「相手方」といふ)に約する数値と現に当該意思表示を行つた時期における現実の当該金融指標の数値を成立させたことに基づいて算出される金銭を授受することとなるものをいう。以下この項及び第七項並びに第二十四条において同じ。に係る有価証券の募集及び売却し、以下この項及び約する取引又はこれに類似する取引

五 当事者が元本として定めた金額(以下「当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品(第二十四項第五号に掲げるものを除く)の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うこととを相互に約定する取引(これらの金銭の支払とあわせて当事者元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受授することを約するものを含む)又はこれに類似する取引

六、七 略

八 この法律において「外国市場(デリバティブ取引」とは、外国金融商品市場において行われる取引であつて、市場(デリバティブ取引)と類似した取引をいう。

九 略

一〇 略

一一 略

一二 略

一三 略

一四 前二号に掲げるものとは、同種のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産である取引に係るデリバティブ取引(デリバティブ取引)と類似した取引をいふ。以下この項及び第七項並びに第二十四条において同じ。に係る有価証券の募集及び売却し、以下この項及び約する取引又はこれに類似する取引

一五 略

一六 略

一七 略

一八 略

一九 略

二〇 略

二一 略

二 略

三 その変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標(前号に掲げるものを除く)を以て、以下同じ。の分析に基づき、投資判断(投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別方法及び時期についての判断)又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断をいふ。以下同じ。

三(一) 略

四 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

一〇 略

一一 略

一二 略

一三 略

一四 略

一五 略

一六 略

一七 略

一八 略

一九 略

二〇 略

二一 略

二 略

三 略

四 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

一〇 略

一一 略

一二 略

一三 略

一四 略

一五 略

一六 略

一七 略

一八 略

一九 略

二〇 略

二一 略

二 略

三 略

四 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

一〇 略

一一 略

一二 略

一三 略

一四 略

一五 略

一六 略

一七 略

一八 略

一九 略

二〇 略

二一 略











律第四百九条第一項の規定による破産手続開始の申立てをし  
たときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該金融商品取  
業者が所屬する基金に通知しなければならない。

⑤ 内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者が  
つき、金融機関等の現生手続の特例等に際する法律第百三十九  
条第二項、第四百八十八条第一項又は第四百九十二条の規定  
による通知その他特別清算に関する通知を受けたときは、直  
ちに、その旨を財務大臣及び当該金融商品取引業者が所屬す  
る基金に通知しなければならない。

【第七九条の五】第五項（法四四による改正前）  
② 基金は、前項の規定により公告した後、同項の認定に係る  
金融商品取引業者を以下「認定金融商品取引業者」というに  
して破産法（平成十六年法律第七十五号）第百九十七條の  
第一項（同法第百九十七條において準用する場合を含む）の規  
定による公告、第五項の規定による通知その他の公告で変更  
事由が生じたときは、前項の規定により公告した届出期間を  
更新することができる。

【第七九条の六】（平成二四法八六による改正前）  
【迅速な決済に資するための義務】  
第九條の六 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第七九条の六三】（平成二四法八六による改正前）  
【投資者保護資金】  
第九條の六三 基金は、第七十九條の四十九号に掲げる業  
務に要する用に充てるための資金（以下「投資者保護資金」と  
いう。）を設けるものとする。  
② 投資者保護資金は、第七十條の四十九号に掲げる業務に  
要する費用に充てられる場合でなければならず、これを運用し  
てはならない。

【第七九条の七二】（平成二四法八六による改正前）  
【資金の損入れ】  
第九條の七二 基金は、第七十九條の四十九号から第四号  
まで及び第六号に掲げる業務を行うため必要があると認めら  
れたときは、政府で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣  
が財務大臣の認可を受けて、金融商品取引業者  
がその他内閣府令（財務省令で定めるものをい。）から資  
の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

【第二二条】（平成二四法八六による改正前）  
【基金】  
第二二条 基金は、基金の会員である金融商品取引業者  
が所屬する基金に通知しなければならない。

② 第十四条及び第十五条の規定は、前項の規定により取引  
資格を与えられた者について準用する。この場合において、第  
九十四條中「金融商品取引業者」とあるのは「基金金融商品  
取引業者」と読み替へるものとする。同条中「脱退する」と  
第九十五條中「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と  
同条第一項各号に掲げる者」と同条第二項中「除名」とある  
のは「取引資格の取消」と読み替へるものとする。新法の  
③は「取引資格の取消」と読み替へるものとする。新法の

【第二三条】（平成二四法八六による改正前）  
【株式会社金融商品取引所の取引参加者】  
第二三条 株式会社金融商品取引所の取引参加者は、  
第一二条第一項各号に掲げる者とする。新法の  
③は「取引資格の取消」と読み替へるものとする。新法の

【第二七条】（平成二四法八六による改正前）  
【業務規程の記載事項】  
第二七条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二七条の二】（平成二四法八六による改正前）  
【投資者保護資金】  
第二七条の二 基金は、第七十九條の四十九号に掲げる業  
務に要する用に充てるための資金（以下「投資者保護資金」と  
いう。）を設けるものとする。  
② 投資者保護資金は、第七十條の四十九号に掲げる業務に  
要する費用に充てられる場合でなければならず、これを運用し  
てはならない。

【第二九条】（平成二四法八六による改正前）  
【吸収合併】  
第二九条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二九条の二】（平成二四法八六による改正前）  
【吸収合併】  
第二九条の二 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二四一条】（平成二四法八六による改正前）  
【みなし免許等】  
第二四一条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二四二条】（平成二四法八六による改正前）  
【報告の徴取及び検査】  
第二四二条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二四三条】（平成二四法八六による改正前）  
【報告の徴取及び検査】  
第二四三条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二四四条】（平成二四法八六による改正前）  
【報告の徴取及び検査】  
第二四四条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二四五条】（平成二四法八六による改正前）  
【報告の徴取及び検査】  
第二四五条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二四六条】（平成二四法八六による改正前）  
【報告の徴取及び検査】  
第二四六条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二四七条】（平成二四法八六による改正前）  
【報告の徴取及び検査】  
第二四七条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二四八条】（平成二四法八六による改正前）  
【報告の徴取及び検査】  
第二四八条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二四九条】（平成二四法八六による改正前）  
【報告の徴取及び検査】  
第二四九条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二五〇条】（平成二四法八六による改正前）  
【報告の徴取及び検査】  
第二五〇条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二五一条】（平成二四法八六による改正前）  
【報告の徴取及び検査】  
第二五一条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

【第二五二条】（平成二四法八六による改正前）  
【報告の徴取及び検査】  
第二五二条 基金は、基金にある金融商品取引業者の委託を  
受けて、当該金融商品取引業者に係る第四十三條の第二項に  
規定する信託の受益者代理人としての業務その他の顧客資産の  
迅速な返還に資するための業務を行うことができる。















前  
第九七条の二 註書略  
第九八条の二 註書略

第九七条の二 註書略  
第九八条の二 註書略  
第九八条の五 平成四四法八六による改正前  
第九八条の六 註書略

第九八条の五 平成四四法八六による改正前  
第九八条の六 註書略

第九八条の五 平成四四法八六による改正前  
第九八条の六 註書略  
第九八条の六 (法四五による改正前)  
第九八条の六 註書略

第九八条の六 (法四五による改正前)  
第九八条の六 註書略

第九八条の六 (法四五による改正前)  
第九八条の六 註書略  
第九八条の六 (法四五による改正前)  
第九八条の六 註書略

第九八条の六 (法四五による改正前)  
第九八条の六 註書略

第九八条の六 (法四五による改正前)  
第九八条の六 註書略  
第九八条の六 (法四五による改正前)  
第九八条の六 註書略

第九八条の六 (法四五による改正前)  
第九八条の六 註書略

第九八条の六 (法四五による改正前)  
第九八条の六 註書略  
第九八条の六 (法四五による改正前)  
第九八条の六 註書略

第九八条の六 (法四五による改正前)  
第九八条の六 註書略  
第九八条の六 (法四五による改正前)  
第九八条の六 註書略

協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、外国金融商品取引所、商品取引引算機関、外国金融商品取引引算機関、証券金融会社、第五十六条の十八第一項に規定する指定紛争解決機関若しくは取引情報蓄積機関(以下この条において「認可金融商品取引業協会等」という。)(金融商品取引所の子会社)第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)、金融商品取引所の子会社、商品取引引算の子会社、商品取引所持株会社の子会社、金融商品取引所に市場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者、外国金融商品取引所の外国金融商品取引所参加者、金融商品取引引算機関若しくは外国金融商品取引引算機関の清算参加者若しくは取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結し若しくは業務の委託を受けた者(法人)若しくは認可金融商品取引業協会等から業務の委託を受けた者(法人)である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者)は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略  
第二〇〇条 (法四六により追加)  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略  
第二〇〇条 (法四六により追加)  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略  
第二〇〇条 (法四六により追加)  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略  
第二〇〇条 (法四六により追加)  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略  
第二〇〇条 (法四六により追加)  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略  
第二〇〇条 (法四六により追加)  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略  
第二〇〇条 (法四六により追加)  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略  
第二〇〇条 (法四六により追加)  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略  
第二〇〇条 (法四六により追加)  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略  
第二〇〇条 (法四六により追加)  
第二〇〇条 註書略

第二〇〇条 平成二四法六、平成二五法四五による改正前  
第二〇〇条 註書略  
第二〇〇条 (法四六により追加)  
第二〇〇条 註書略

十二 第百八十七条第一号の規定による鑑定人に対する処分は、違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者、第十三条第一号の規定による物件の所持者に対する処分は違反して、物件を提出しない者

附則  
第二二条の二 法四五による追加

第二二条の二 法四五による追加  
第二二条の二 法四五による追加  
第二二条の二 法四五による追加

第二二条の二 法四五による追加  
第二二条の二 法四五による追加

第二二条の二 法四五による追加  
第二二条の二 法四五による追加  
第二二条の二 法四五による追加

第二二条の二 法四五による追加  
第二二条の二 法四五による追加

第二二条の二 法四五による追加  
第二二条の二 法四五による追加  
第二二条の二 法四五による追加

第二二条の二 法四五による追加  
第二二条の二 法四五による追加

第二二条の二 法四五による追加  
第二二条の二 法四五による追加  
第二二条の二 法四五による追加

第二二条の二 法四五による追加  
第二二条の二 法四五による追加  
第二二条の二 法四五による追加